

改正案	現行
<p>（揮発性有機化合物濃度の測定）</p> <p>第十五条の三 法第十七条の十二の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、<u>年一回以上</u>行うこと。</p> <p>二（略）</p>	<p>（揮発性有機化合物濃度の測定）</p> <p>第十五条の三 法第十七条の十二の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、<u>年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上）</u>行うこと。</p> <p>二（略）</p>